	その他利益剰余金
	自己株式
評価・換算差額等	その他有価証券評価差額金
	繰延ヘッジ損益
	土地再評価差額金
新株予約権	新株予約権

収益及び費用

款	項
営業収益	営業収益
営業費用	商品等販売原価
	人件費
	広告宣伝費
	業務委託費
	消耗品費
	修繕費
	減価償却費
	国庫納付金及び認定都道府県等納付金
	租税公課
	貸倒引当金繰入額
	その他
営業外収益	受取利息
	有価証券利息
	受取配当金
	有価証券売却益
	その他
営業外費用	支払利息
	社債利息
	貸倒引当金繰入額
	貸倒損失
	有価証券売却損
	その他
特別利益	固定資産売却益
	その他
特別損失	固定資産売却損
	減損損失
	その他
法人税、住民税及び事業税	法人税、住民税及び事業税

法人税等調整額	法人税等調整額

備考

１　「特定資金貸付業務貸付金」とは法第２条第８項第２号ハに規定する特定資金貸付業務に係る貸付金を、「特定資金受入業務預り金」とは同号ロに規定する特定資金受入業務に係る預り金をいう。

２　連結財務諸表及び四半期連結財務諸表における勘定科目は、この表に定めるもののほか、連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和51年大蔵省令第28号）第２章から第３章の２まで及び四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成19年内閣府令第64号）第２章から第３章の２までの規定に準じて設定する。

別表第二　認定設置運営事業者等の区分経理の方法（第六条第一項（第七条において準用する場合を含む。）関係）

１　認定設置運営事業者等が行う業務に係る資産並びに費用及び収益のうち、法第二十八条第二項又は第三項の業務に係る資産又は費用若しくは収益として特定できるものは、それぞれの業務に直接配賦すること。

２　認定設置運営事業者等が行う業務に係る資産及び費用のうち、法第二十八条第二項又は第三項の業務に係る資産又は費用として特定できないものは、次の方法によって配賦すること。

一　有形固定資産　施設の床面積比又は固定資産金額比

二　無形固定資産　施設の床面積比又は固定資産金額比

三　営業費用

イ　人件費　勤務時間比

ロ　広告宣伝費　営業収益の比

ハ　業務委託費　勤務時間比

ニ　消耗品費　勤務時間比

ホ　修繕費　固定資産金額比

ヘ　租税公課

⑴　固定資産税　固定資産金額比

⑵　その他　勤務時間比

ト　その他　営業収益の比